

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 千葉県  
(氏名) A

上記被審人に対する平成 23 年度 (判) 第 11 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 141 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 9 月 30 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 7 月 29 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

## (別紙)

### 1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 22 年 6 月中旬ころ、都築電気株式会社（以下「都築電気」という。）の社員である B から、同人がその職務に関し知った、都築電気の業務執行を決定する機関が、東京都港区西新橋二丁目 5 番 3 号に本店を置き、半導体素子、集積回路及び電子部品並びにモータ及び制御機器の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていた（平成 22 年 11 月 26 日上場廃止）都築電産株式会社（以下「都築電産」という。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 22 年 7 月 17 日より前の同月 13 日、C 証券株式会社 D 支店を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、E の名義で、自己及び親族（実姉）である E の計算において、都築電産の株式合計 9000 株を買付価額 221 万 6700 円で買い付けたものである。

### 2 法令の適用

法第 175 条第 2 項第 2 号、第 167 条第 3 項、第 1 項第 1 号、第 175 条第 11 項第 2 号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 23 第 4 項第 1 号、法第 176 条第 2 項

### 3 課徴金の計算の基礎

- (1) 法第 175 条第 2 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (403 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株}) \\ & - (244 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 245 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 247 \text{ 円} \times 6,800 \text{ 株}) \\ & = 1,410,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。